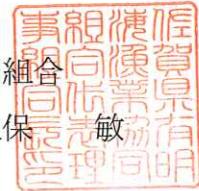


佐有漁協総139号  
令和4年11月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏



### 佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料の変更について

平成30年8月24日に佐賀県から申し入れがあった、佐賀県と佐賀県有明海漁業協同組合との間で締結した「佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料」(平成2年3月30日締結)の変更については、これを受け入れ、覚書付属資料11項において、「県は佐賀空港を自衛隊と共に用するような考え方を持っていない。」としていたが、今回の防衛省からの要請は国防上からのものであり、県は佐賀空港を自衛隊と共に用することができるものとします。

ただし、防衛省が、佐賀駐屯地（仮称）の用地を取得できることなどにより、佐賀空港への自衛隊の配備計画を断念したときは、この文書は効力を失うものとします。

#### 【参考】佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料

11 覚書に「自衛隊との共用はしない」旨を明記されたい。

<県の考え方> 県は佐賀空港を自衛隊と共に用するような考え方を持っていない。

また、このことは協定第3条の「空港の運営変更」にもなることであり、当然に「事前協議」の対象となるものであると考える。